

# 最近の官庁営繕行政について

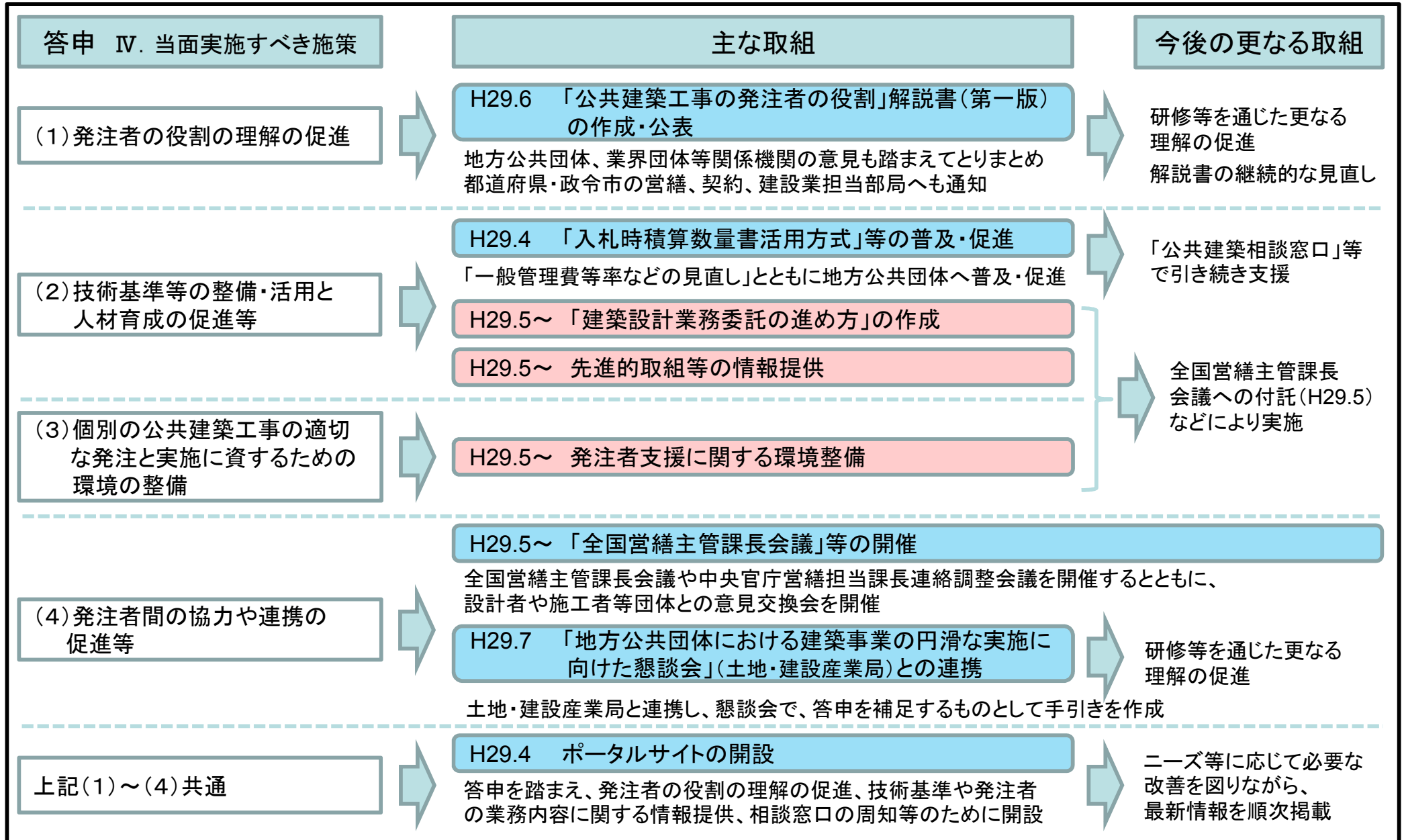
---

1. 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申(H29.1.20)を受けた取組状況
2. 入札時積算数量書活用方式の本実施について
3. 霞が関地区の整備状況

# 1. 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申 (H29.1.20)

## を受けた取組状況

○ 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申(平成29年1月20日社会資本整備審議会)において、国土交通省が当面実施すべき施策について提言された。その取組状況は、以下のとおり。



- 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申(平成29年1月20日社会資本整備審議会)において明確にされた「**公共建築工事の発注者の役割**」※1について、発注者の理解の促進を図るため、**解説書を作成** (答申において、解説を作成することが国土交通省に求められた。)

※1 A:企画・予算措置を行う事業部局との連携(「技術的な助言等」)

B:公共建築工事の発注・実施(「諸条件の把握」、「発注条件の取りまとめ」、「設計・工事等の発注・実施」)

- **主な内容**(答申本文「Ⅱ.公共建築工事における発注者の役割」をNO.1~19に分けて、地方公共団体からの意見等を踏まえた44事項について解説)

- ・ **発注者の役割に関する解説**
- ・ **国土交通省の官庁営繕事業における運用事例**
- ・ **参考資料のタイトル・URL** (技術基準、ガイドライン等)



今後、継続的に見直す。  
(発注者のニーズを踏まえた検討成果や時代に応じた新たな内容を追加するなど)

- 発注者が参照しやすいよう、**発注者の役割ポータルサイト**※2に**参考資料のリンク一覧**を掲載

※2 発注者の役割ポータルサイトURL <[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk6\\_000084.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000084.html)>

## 「公共建築工事の発注者の役割」解説書(第一版)[平成29年6月] 解説事項 (答申本文をNO.1~19に分けて、「・」の44事項を解説)

1	・「公共建築工事」の範囲等 ・公共建築工事と公共土木工事・民間建築工事との対比 ・「発注者の役割」という用語	8	・事業部局に対する技術的な助言 ・事業の合理性や経済性の確保 ・事業の実施の優先順位や緊急性の評価	14	・設計意図伝達業務の適切な発注 ・設計意図伝達業務の設計図書を作成した設計者への発注 ・工事監理業務の適切な発注
2	・国民からの求めに応じた過不足のない適切な品質の確保 ・国等の政策 ・地方公共団体における公共建築工事の発注者にも向けられた答申	9	・潜在的な諸条件の把握	15	・設計者、施工者等との技術的な事項に関する対話 ・発注条件の変更に当たっての事業部局との協議 ・契約変更の適切な実施
3	・事業部局と発注部局それぞれの責任 ・発注の部局の責任者 ・品質、工期、コストが適切なものとなるよう調整	10	・必要な事前調査		
4	・建築士が適切に業務を実施できるための配慮 ・品質を確保する上で必要となる業務内容の適切な設定	11	・改修工事において必要な事前調査 ・アスベストの有無の調査 ・改修工事の場合において、工事の段階で行うことが合理的な調査	16	・追加の調査・試験等
5	・建築市場は民間建築工事が大多数 ・民間市場の動向の発注条件への適切な反映 ・民間市場の動向の予定価格への適切な反映	12	・設計者としての善良な管理者としての注意義務 ・必要な事項を過不足なく記載した適切な発注条件 ・把握した諸条件の調整と発注条件の取りまとめ	17	・改修工事等の関係法令等に基づく適切な実施 ・工事の段階における既存建築物の状況確認
6	・発注者支援	13	・最も適した設計者の選定 ・最も適した施工者の選定 ・成績評定の発注者間での相互利用 ・業務内容に応じた適正な予定価格の設定 ・適切な積算数量の算出 ・工事内容に応じた適正な予定価格の設定	18	・建築物の使い方等の適切な伝達
7	・関係法令等に規定された発注者の責務等			19	・発注と実施に関する説明責任 (「・」44事項)

全国営繕主管課長会議(都道府県、政令市+国交省)への付託などにより実施

## ・技術基準等の整備・活用と人材育成の促進等—発注者の業務内容に関する情報提供の推進【答申(2)-3)】

### ○「建築設計業務委託の進め方」の作成(平成29年度)

#### ● 公共建築工事の発注者が、適切に設計者選定や業務委託を行うための(入門書的な)マニュアルの作成

##### □ 記載内容(案)

- ・ 設計者選定の基本的な考え方
- ・ 業務委託の実施手順(具体的な業務フローと手続き)
- ・ 業務委託に活用できる書式集(具体的な記載例を含む)

### ○ 先進的取組等の情報提供(平成29年度～)

#### ● 社会情勢に応じた発注者の体制等や業務内容の変化に対応した事例集の取りまとめ

##### □ 市区町村を含む発注者から広く事例募集

- ・ ストックの有効活用のための改修や用途変更工事、合築、複合化の事例
- ・ 発注者が抱える課題の解決のために共有を望むもの(ニーズ)や、自ら実施した取組で共有することが相応しいと考えるもの(提案)

## ・個別の公共建築工事の適切な発注と実施に資するための環境の整備—外部機関の活用に関する環境の整備【答申(3)-2)】

### ○ 発注者支援に関する環境整備(平成29～30年度)

#### ● 「発注者支援業務事例集」の拡充(平成29年度)

##### □ 既存版(HP公表中)に、発注者支援機関、支援メニューの拡充、最新の実施事例の追加

#### ● 発注者支援業務、事前調査業務の業務委託に活用できる様式集(仕様書等)の取りまとめ(平成30年度)

- ・ 発注者支援業務：基本構想・基本計画作成、設計者選定手続、工事請負者選定手続 等
- ・ 事前調査業務：敷地測量、ボーリング調査、土質調査、既存建物調査 等を想定。

# 2. 営繕工事における入札時積算数量書活用方式の導入

## 背景

- 改正品確法において「公正な契約を適正な請負代金額によって信義に従って誠実に履行する」と基本理念に規定。
- 従来から入札参加予定者へ「数量書」を公開、提供。ただし、「数量書」は参考資料との位置づけのため、契約後の発注者の運用にばらつき。

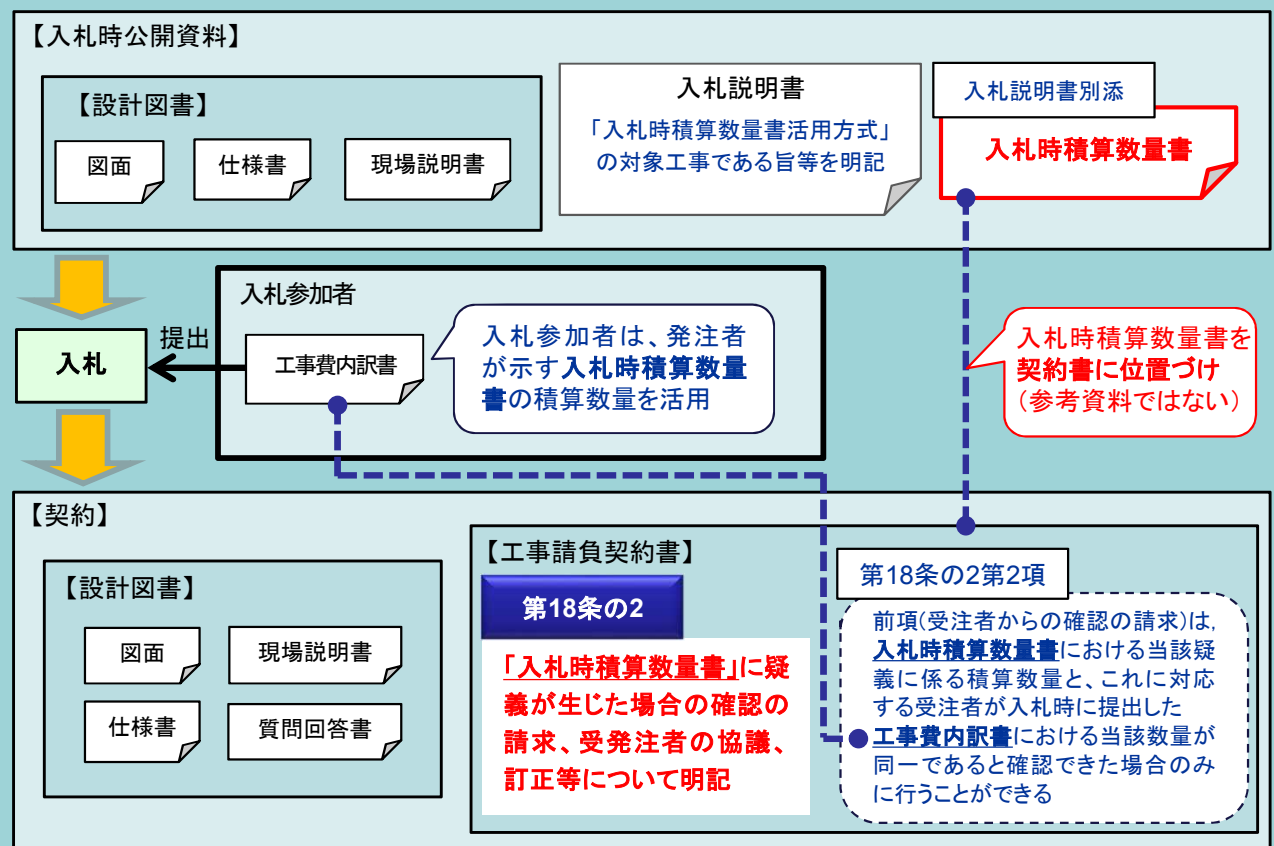
## 入札時積算数量書活用方式

### 概要

○入札参加者に、発注者の示す数量書「**入札時積算数量書**」の活用を促す。

○契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、**受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更することを契約事項とする。**

- ・平成28年4月から営繕工事に試行導入
- ・試行結果を踏まえ、平成29年4月1日以降入札手続きを開始する営繕工事から本実施に移行



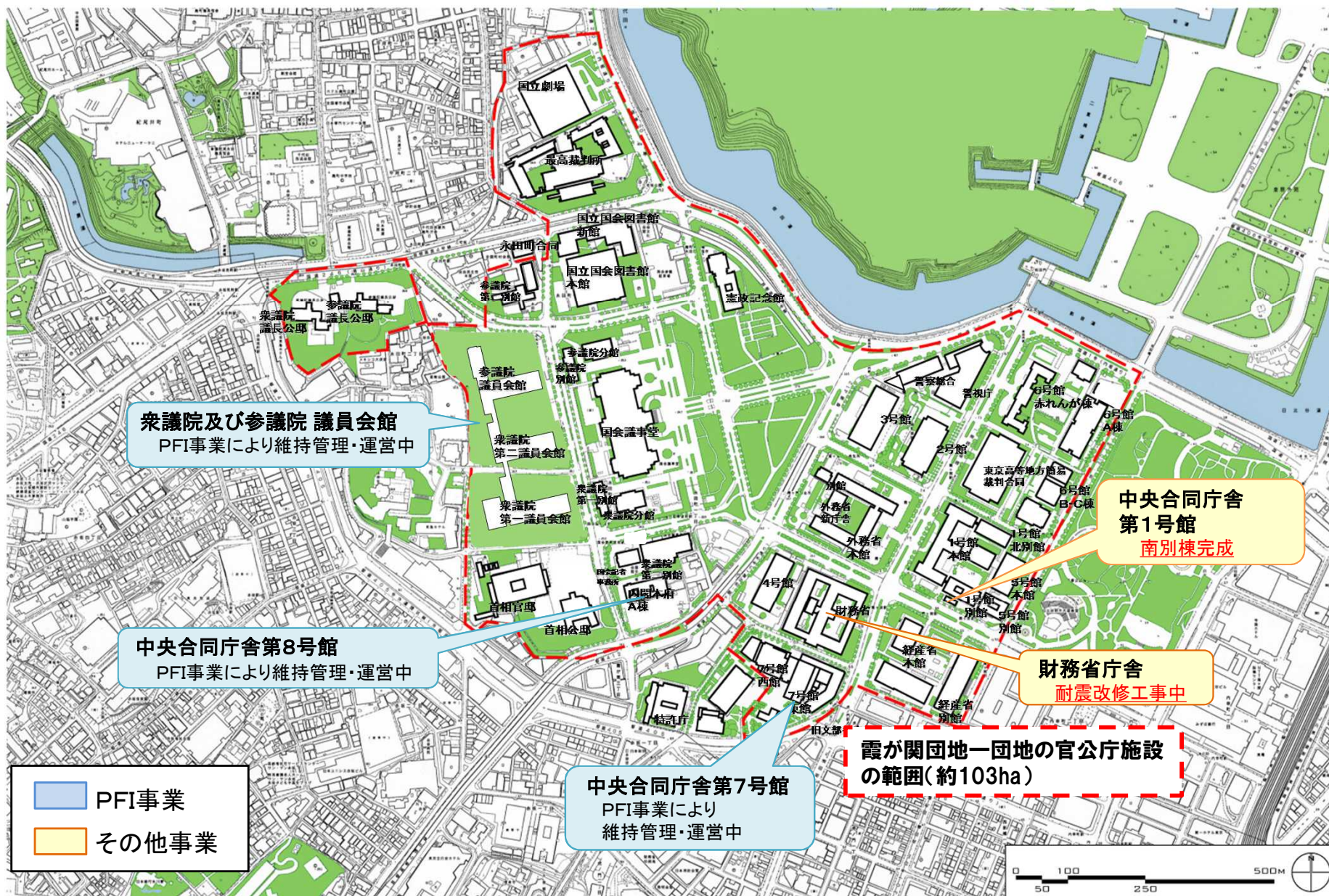
## 普及・促進

- 平成29年4月からの本実施について、地方整備局等に通知するとともに、地方公共団体等に周知。
- 引き続き、地方公共団体等に対し、公共建築相談窓口での相談対応や各種会議等における説明を通じ普及・促進。



# 3. 霞が関地区の主な整備状況

平成20年6月答申「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」等を踏まえ、官庁営繕部は霞が関地区の官庁施設整備を推進。本年3月、中央合同庁舎第1号館南別棟が完成。





# ○主要事業の概要

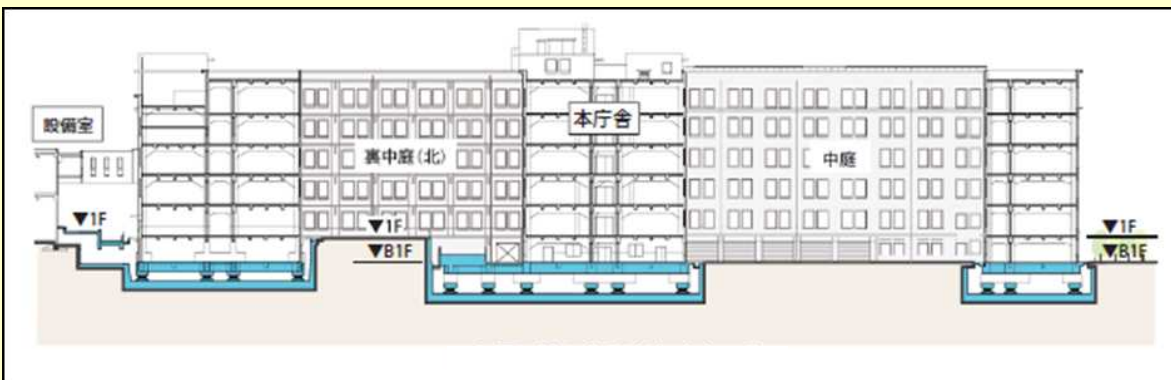
## ■財務省本庁舎耐震改修

○最新の科学的知見に基づいて検討された大地震(首都直下地震、南海トラフ巨大地震)の発生後においても、**災害応急対策活動拠点として、建物の継続利用が可能となるよう耐震性能の向上を目的とした耐震改修を実施。**

○**庁舎機能を維持しながらの工事を実現するため、基礎下免震改修工法を採用。(現在は前半工程における免震装置据え付けを実施)**



事業内容	本庁舎の基礎下免震改修
事業期間	H27~H31工事(予定)
構造規模	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階地下1階 建築面積 11,870㎡ 延床面積 56,208㎡



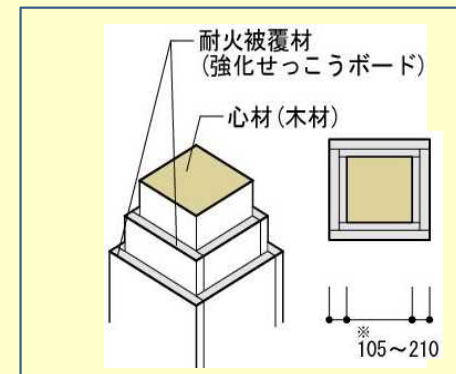
基礎下免震改修工法 断面図

## ■中央合同庁舎第1号館南別棟新築

○霞が関地区初の木造(耐火建築物)庁舎



用途：保育所等  
事業期間：H27設計  
H28工事  
構造規模：木造耐火建築物  
平屋建  
面積：247㎡



耐火構造方式 メンブレン型(軸組)